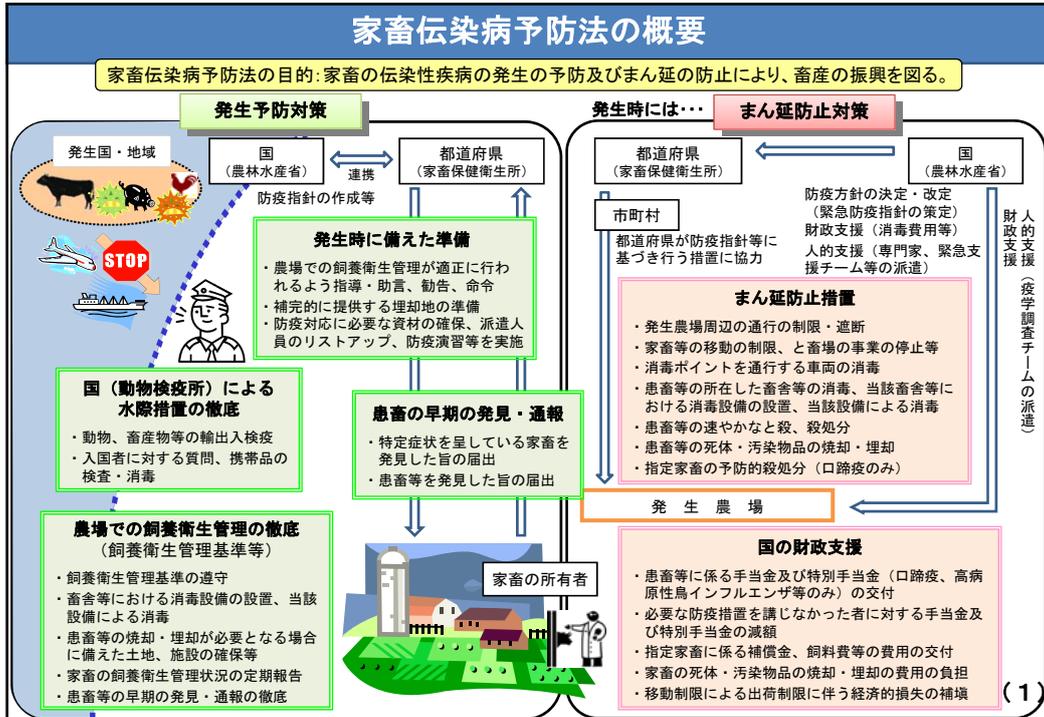


平成28年度家畜輸出入に関するセミナー

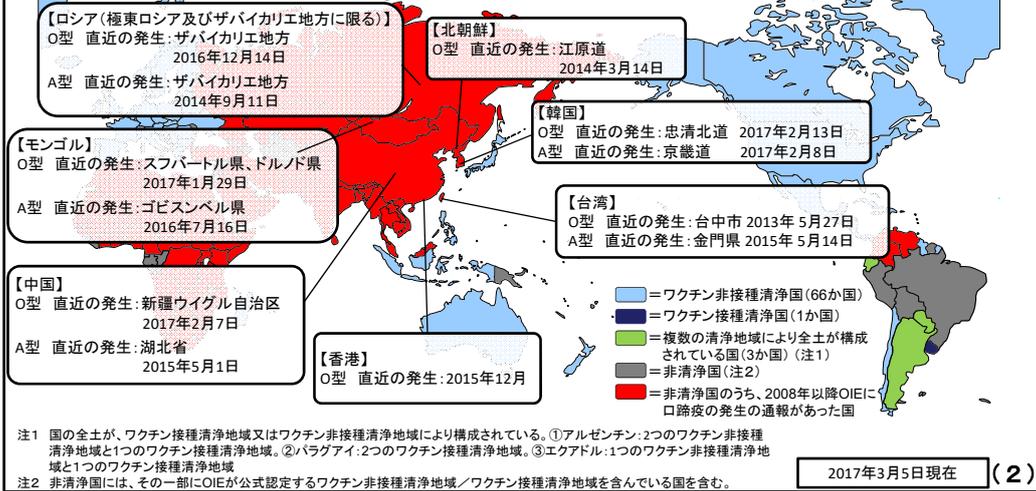
最近の家畜衛生をめぐる情勢

平成29年3月23日
農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫策室

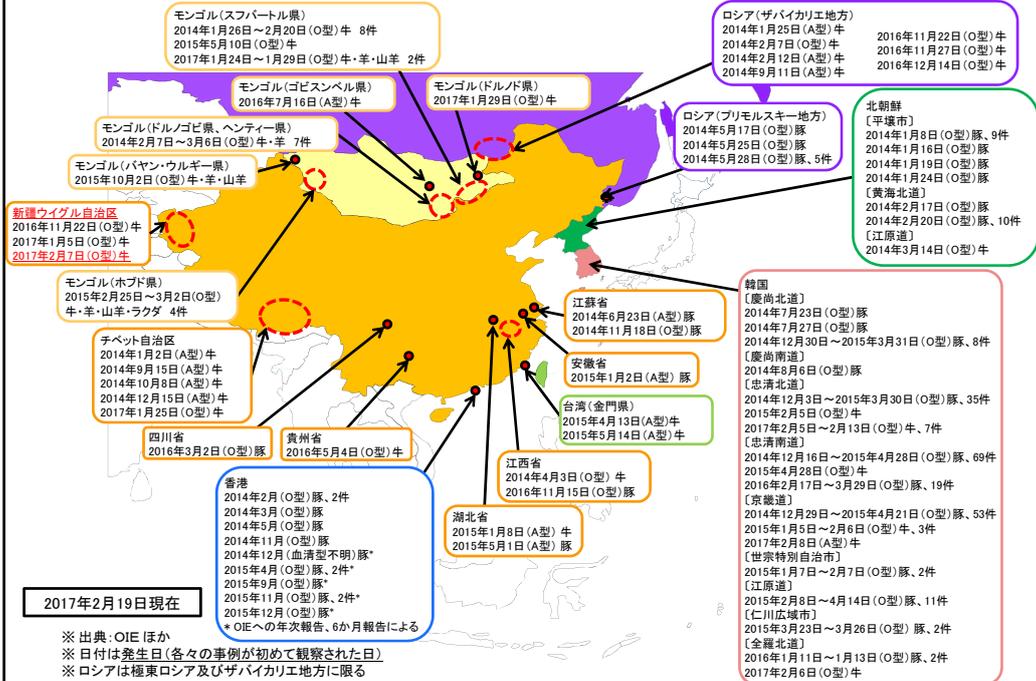


近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

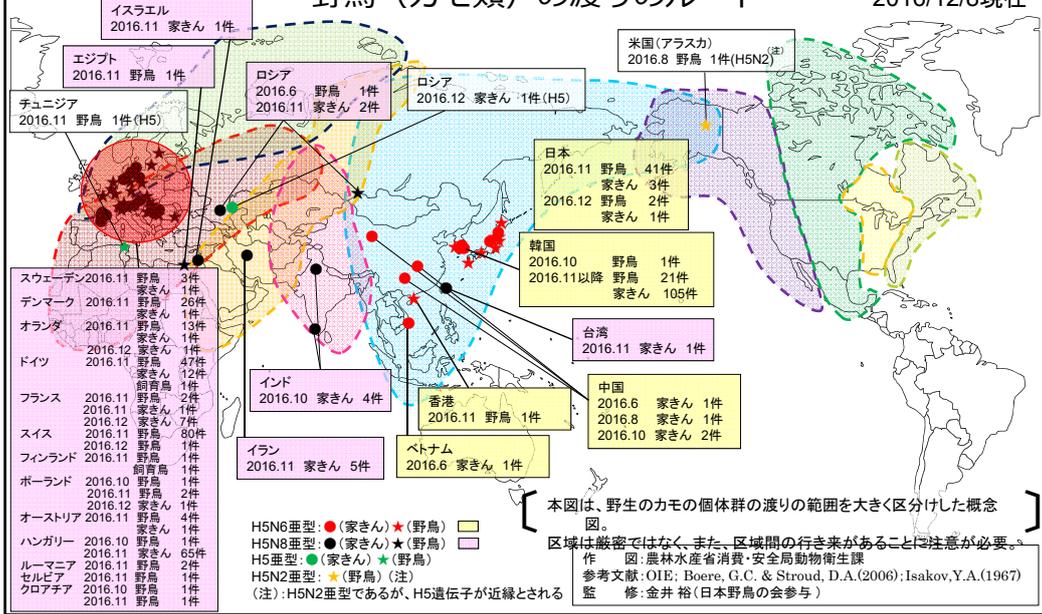
- ・ 本病は中国、韓国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- ・ 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。平成23年より年1回「口蹄疫防疫に関する日中韓等東アジア地域シンポジウム」を開催し国際的な連携を強化。



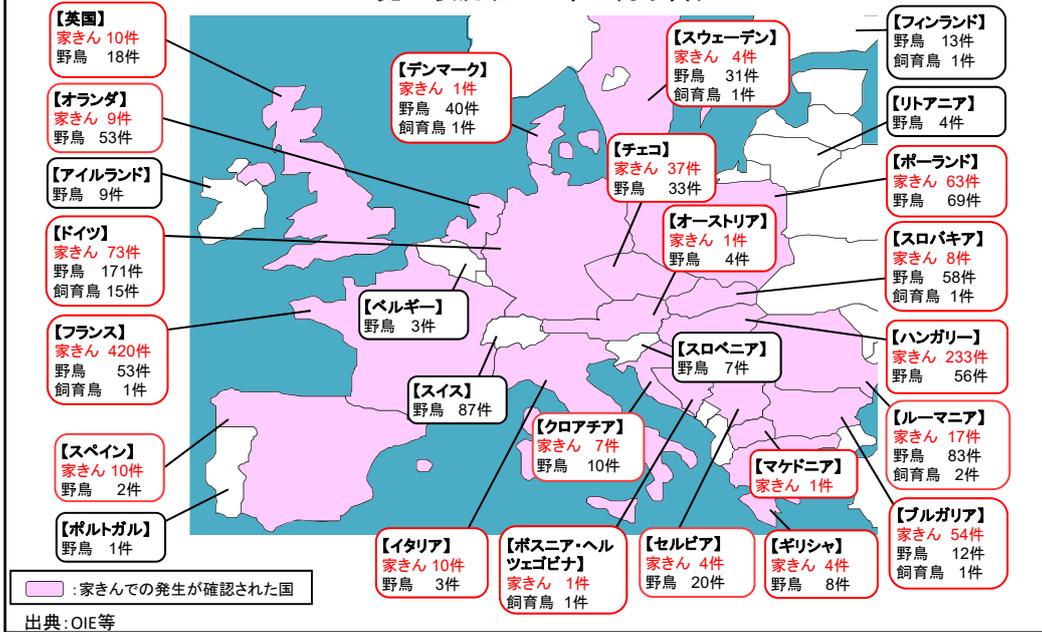
中国、香港、台湾、韓国、北朝鮮、モンゴル、ロシアにおける口蹄疫の発生状況 (2014年1月以降の発生)

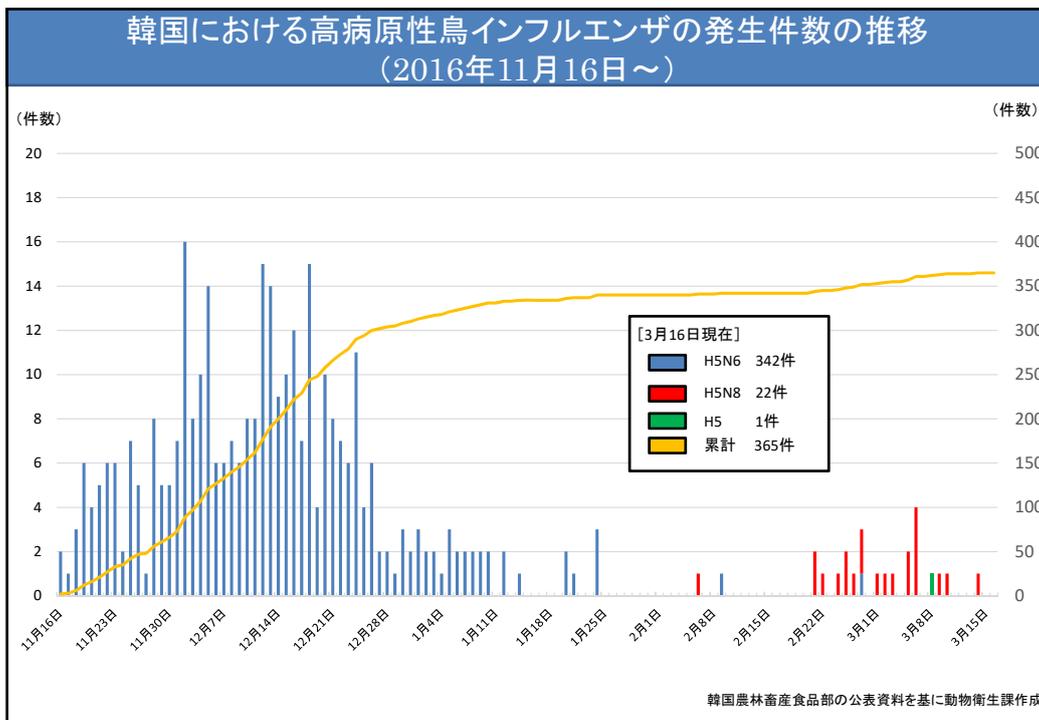
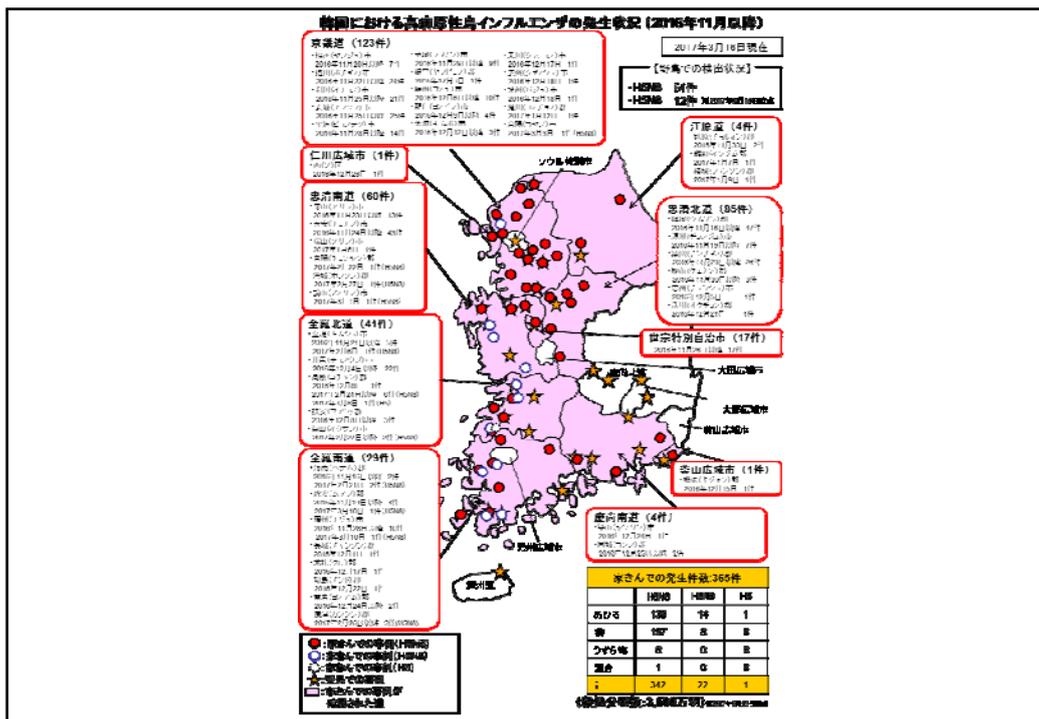


最近の高病原性鳥インフルエンザ（H5N8、H5N6）発生状況と 野鳥（カモ類）の渡りのルート 2016/12/8現在



2017年3月20日現在 欧州における高病原性鳥インフルエンザ(H5N8亜型) の発生状況(2016年10月以降)





口蹄疫等の侵入防止のための水際検疫の強化

- ・ 韓国等東アジアにおける口蹄疫の発生を受け、国内への侵入を防ぐため、空海港での入国者の靴底消毒・車両消毒や、旅客への注意喚起や検疫探知犬を活用した抜き打ち検査などの動物検疫措置について一層の強化・徹底を実施。
- ・ 平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、本病の発生国からの入国者に質問を実施したり、携帯品の検査や必要に応じた消毒を実施することができるようになるなど、ウイルス侵入防止措置をより一層強化。

発生国・地域

国際空港における旅客に対する水際対策

<p>動物検疫に関する注意喚起</p>	<p>発生国からの入国者への質問の実施</p>
<p>検疫探知犬による手荷物検査</p>	<p>消毒マットを用いた靴底消毒</p>

Q 1. 過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、と畜場などの畜産施設に立ち寄りましたか？

Q 2. 家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか？ ハム、ソーセージなどの肉製品を所持していますか？

Q 3. 日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか？

(必要に応じ、英語、中国語、韓国語等を記載した資料を使用)

(4)

日本における動植物検疫探知犬の概要

○ 動植物検疫探知犬は、旅客の手荷物の中から動植物検疫の対象となるものを嗅ぎ分けて発見し、畜産物や農産物の不正持込の摘発に貢献。
※全国で検疫探知犬26頭を導入(ビーグル24頭、ラブラドル・レトリバー2頭)

新千歳空港



ナイトロ (♂) ロキシ (♀)

成田国際空港



ティナ (♀) ギャリー (♂) アルバート (♂) バイユー (♂) メグ (♀) ボタン (♀)

東京(羽田)国際空港



バック (♂) ニール (♂) ダブ (♀) タリー (♂)

関西国際空港



セシル (♂) フジ (♂) ポウ (♂) ジャグ (♂) モモ (♀) タロウ (♂)

中部国際空港



ハンター (♂) リトルマン (♂)

福岡空港



タンク (♂) アリーシャ (♀)

那覇空港



シーザー (♂) ラスティ (♂)

川崎東郵便局



ハーバー (♀) ビーン (♀)



平成29年度には、中部空港、福岡空港に1頭ずつ増頭予定

(5)

中国南方航空のSNS日本語ページを用いた広報活動 ～facebookへの記載(2017年2月23日18時)～




【「検疫探知犬ティナとギャリー」～成田空港より～】

皆さんこんにちは！成田空港スタッフです。

突然ですが、写真1枚目のポスターに見覚えありませんか？
多くの方は既にご存知かもしれませんが、検査証明書のない肉やソーセージは海外から国内への持ち込みは家畜伝染予防法により禁止されています。空港では不正持ち込みを防止するために、動物検疫所が様々な対策を行っています。

今日は成田空港で活躍する探知犬ティナとギャリーによる探知活動をご紹介します！

第1ターミナルの預け荷物受取所にて国際線便が到着する前に
ハンドラーの竹内さん&ビーグル犬のティナ（写真2枚目）、
ハンドラーの榎本さん&ビーグル犬のギャリー（写真3枚目）は既に準備を整えています。
ベルトコンベアからターンテーブルに選ばれてきた荷物を入国した旅客が次々とピックアップしていく中、
ハンドラーの竹内さんから「work find!!」の掛け声と共に荷物一つ一つを嗅ぎながら早足で歩きまわるティナ（写真4枚目）。

「怪しい！」

と感じた荷物の横にお座りをしてハンドラーの竹内さんに知らせます。動物検疫所にお話を伺ったところ生肉、ハムやジャーキーを持ち込むケースが多いのだそうです。

察知出来たご褒美として誉め言葉「good boy!!」とおやつが食べられます。
クッキーとお肉の2種類がありますが、目を輝かせながら見ているのはお肉のほうでしょうか。

探知犬は旅客の荷物の中から対象であるものを嗅ぎ分けて知らせるよう訓練されています。
鳥インフルエンザや口蹄疫といった家畜の伝染病が日本へ侵入することを防ぐという重要な役割を担っています。

日本で検疫探知犬が導入されたのは2005年12月、中国で鳥インフルエンザが猛威を振るった年です。犬種を見ると現在日本各空港と郵便局を合わせ「動物検疫探知犬」の数は合計26頭です。そのうち24頭はビーグル、残りの2頭はラブラドル・レトリバーになります。

ティナとギャリーはハンドラー、トレーナーと共に検疫が厳しいオーストラリアで訓練を受けた後に成田空港へやってきました。2頭は同期入社、既に5年目のベテランです。

持ち込みが禁止食品には、肉製品のほかにリンゴ等の果物も対象となりますので、皆さんご注意ください！

中国南方航空日本地区
<http://www.csair.co.jp>

携帯品として持ち込まれる畜産物に対する検疫対応の強化

- ▶ 外国人技能研修生・留学生の受け入れ団体に事前対応型の周知活動を強化



JITCO 公益財団法人 国際研修協力機構

HOME | 技能実習制度・「研修」 | 事業紹介

広報・啓発活動 | JITCOについて

お知らせ

日本への肉製品の持ち込みなどについて

2016年2月8日
日本への肉製品の持ち込みなどについて、農林水産省動物検疫所より、以下のとおり注意喚起と周知に関する依頼がありました。研修団体及び実習実施機関を位におかれましては、十分なお知らせをお知らせいたします。

- ▶ 携帯品として持ち込まれる鶏肉等から高病原性鳥インフルエンザのウイルスが分離



モニタリング検査の結果
検査対象：中国、韓国、台湾、フィリピン等の鶏肉等
検査期間：平成27年6月～平成28年12月

搭載国	畜肉種	分離ウイルス(株数)
中国	あひる肉	鳥インフルエンザウイルスH9N2 (2株)
		鳥インフルエンザウイルスH1N2 (1株)
		鳥インフルエンザウイルスH5N6 (1株)
	鶏肉	鳥インフルエンザウイルスH7N9 (1株)
		鳥インフルエンザウイルスH9N2 (2株)
		鳥インフルエンザウイルスH5N1 (1株)
台湾	鶏肉	鳥インフルエンザウイルスH5N6 (1株)
フィリピン	鶏肉	鳥インフルエンザウイルスH9N2 (1株)
ベトナム	鶏肉	ニューカッスル病ウイルス (1株)
	鶏肉	鳥インフルエンザウイルスH9N2亜型(2株)
		ニューカッスル病ウイルス (1株)

※動物検疫所ホームページに公表

(6)

家畜伝染病の発生状況

- 炭疽は清浄化が進展する一方で、ヨーネ病は依然として全国的に発生が確認。
- 口蹄疫は、平成22年に宮崎県で発生したが、平成23年2月にOIEの定めるワクチン非接種清浄国に復帰。
- 牛海綿状脳症(BSE)は、平成13年9月以降、計36例の発生が確認されたが、平成25年5月のOIE総会で「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 豚コレラは、平成5年以降国内での発生は確認されておらず、平成27年5月のOIE総会で「豚コレラ清浄国」に認定。
- 高病原性鳥インフルエンザは、平成28年11月から平成29年2月末までに、青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県の7道県で計10件の発生が確認されている。

【主要な家畜伝染病の発生状況^{注1}の推移】

(単位：戸数)

年(平成)	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
口蹄疫	0	0	0	0	0	0	0	0	292	0	0	0	0	0	0	0
結核病(牛)	1	1	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0
ヨーネ病(牛)	433	439	604	488	606	441	278	313	235	331	211	293	326	327	315	33
BSE(牛)	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルセラ病(牛)	1	0	0	0	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0
伝達性海綿状脳症(BSE以外)	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0
高病原性鳥インフルエンザ	0	0	5	0	0	4	0	0	1	23	0	0	4	2	7	3*
低病原性鳥インフルエンザ ^{注2}	0	0	0	41	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：農林水産省消費・安全局「家畜伝染病の発生状況」

注1：家畜伝染病予防法第13条第1項の規定による患者届出件数（ただし、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザは疑似患者の件数を含む）。

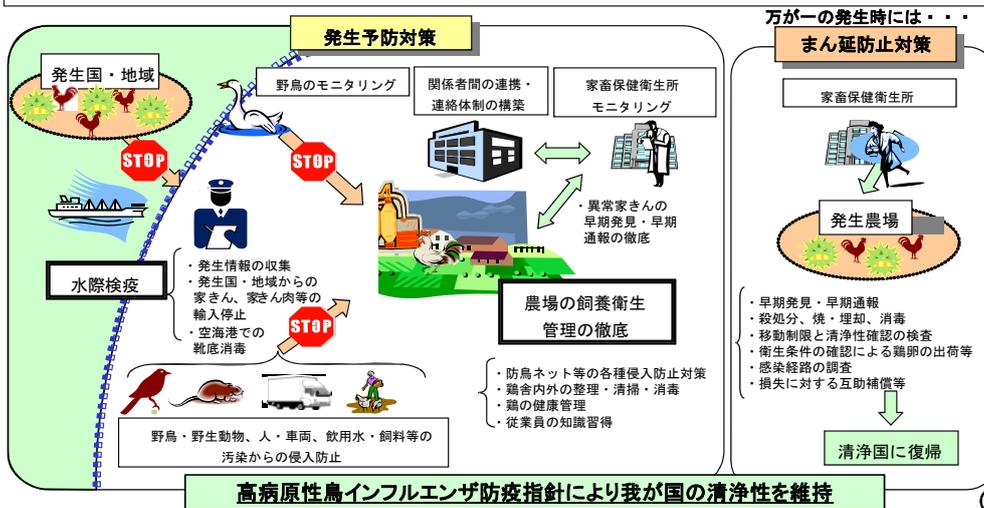
データは平成29年1月末時点。* 高病原性鳥インフルエンザに関しては平成29年2月末時点

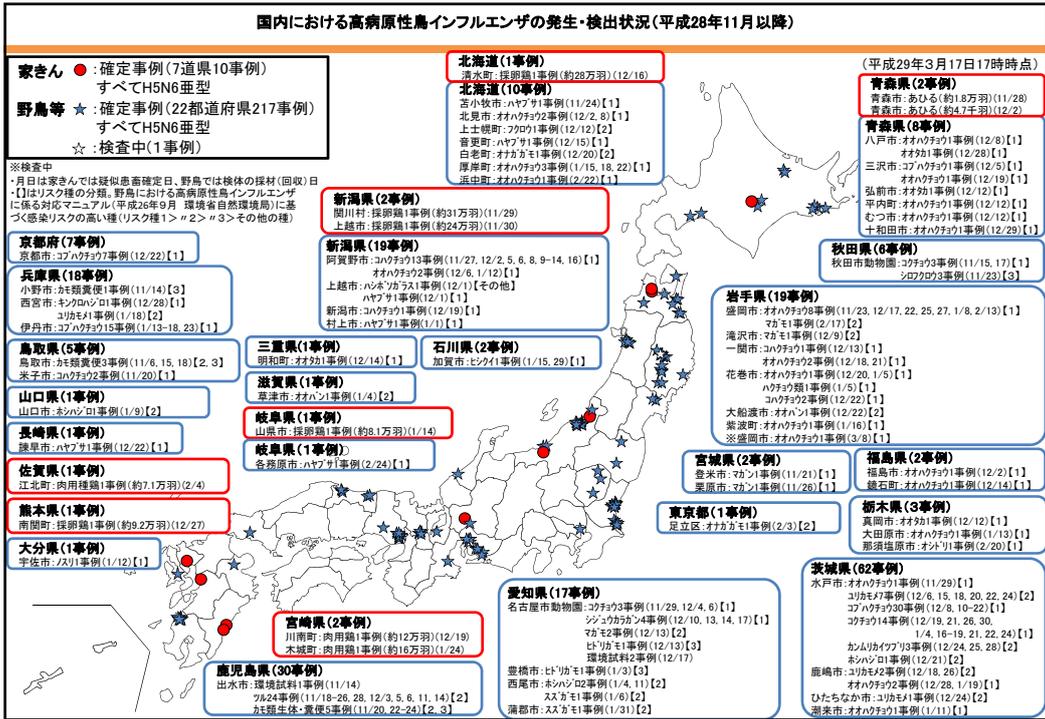
注2：平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴い、高病原性鳥インフルエンザ（弱毒タイプ）は低病原性鳥インフルエンザに呼称を変更。

(7)

高・低病原性鳥インフルエンザ対策の概要

- 海外の発生情報の収集及び水際検疫体制の確立。
- 家きん・野鳥のモニタリングによる監視及び異常家きん等の早期発見・早期通報の徹底。
- 農場の飼養衛生管理の徹底による発生予防対策の実施。
- 防疫演習や緊急防疫対応等の危機管理体制の構築。
- 発生時の殺処分及び移動制限などの迅速なまん延防止対策の実施。





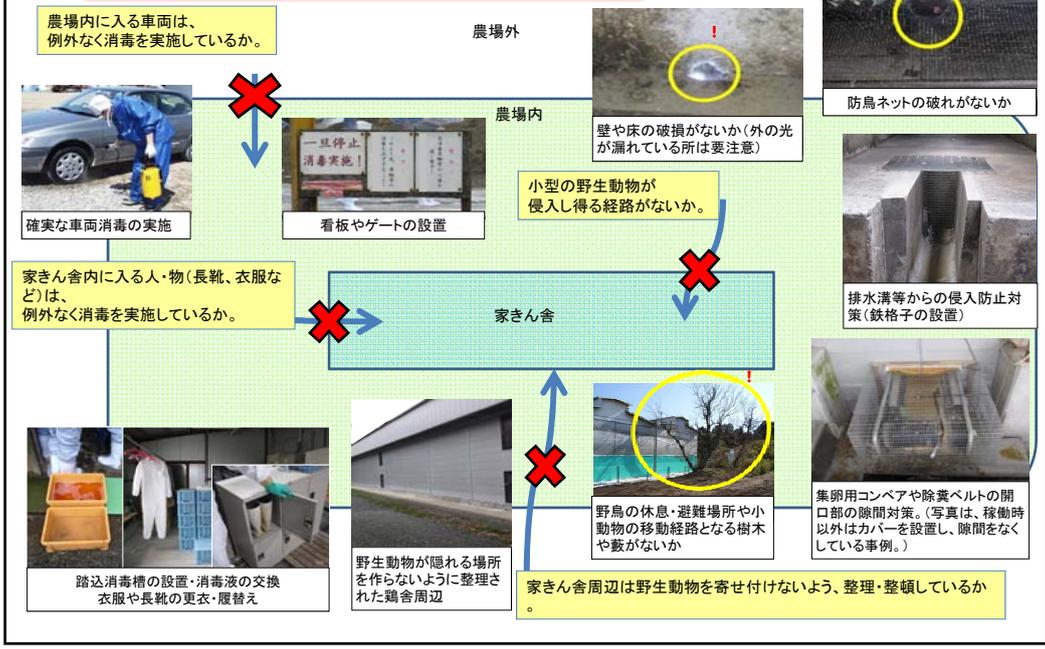
平成28-29年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生について

発生概要(全7道県 10農場 約138.4万羽)				防疫対応状況(予定は最短の場合)					
事例	発生日 ^{注1}	発生場所	飼養羽数 ^{注2} /種別	農林水産省 対策本部	措置完了日 (0日目) ~ 10日目				
					防疫措置 (殺処分、消毒等)	清浄性 確認検査	搬出制限 区域解除日	移動制限 区域解除日	21日目
①	青森県 2016年 11月28日	青森市	約1.8万羽 あひる	11月28日	11月29日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日	12月27日	
②	新潟県 2016年 11月29日	関川村	約31万羽 採卵鶏	11月28日	11月29日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月20日完了	12月20日	12月27日	
③	新潟県 2016年 11月30日	上越市	約24万羽 採卵鶏	11月30日	12月1日開始 12月6日完了	12月17日開始 12月21日完了	12月21日	12月28日	
④	青森県 2016年 12月2日※	青森市	約4,700羽 あひる	12月2日 (持ち回り)	12月2日開始 12月5日完了	12月16日開始 12月21日完了	12月21日	12月27日	
⑤	北海道 2016年 12月16日	清水町	約28万羽 採卵鶏	12月16日	12月17日開始 12月24日完了	1月4日開始 1月10日完了	1月10日	1月15日	
⑥	宮崎県 2016年 12月19日	川南町	約12万羽 肉用鶏	12月19日	12月20日開始 12月21日完了	1月1日開始 1月5日完了	1月5日	1月12日	
⑦	熊本県 2016年 12月27日	南関町	約9.2万羽 採卵鶏	12月26日 (持ち回り)	12月27日開始 12月28日完了	1月8日開始 1月12日完了	1月12日	1月19日	
⑧	岐阜県 2017年 1月14日	山県市	約8.1万羽 採卵鶏	1月14日	1月14日開始 1月17日完了	1月28日開始 2月1日完了	2月1日	2月8日	
⑨	宮崎県 2017年 1月24日	木城町	約17万羽 肉用鶏	1月24日	1月25日開始 1月26日完了	2月6日開始 2月10日完了	2月10日	2月17日	
⑩	佐賀県 2017年 2月4日	江北町	約7.1万羽 肉用種鶏	2月4日 (持ち回り)	2月4日開始 2月6日完了	2月17日開始 2月21日完了	2月21日	2月28日	

注1) 遺伝子検査がH5N6亜型陽性又は簡易検査が陽性※により、疑似患者と判定した日。
注2) 飼養羽数は、患者、疑似患者の羽数。(四捨五入しており、内訳の合計は総数に含まない。)

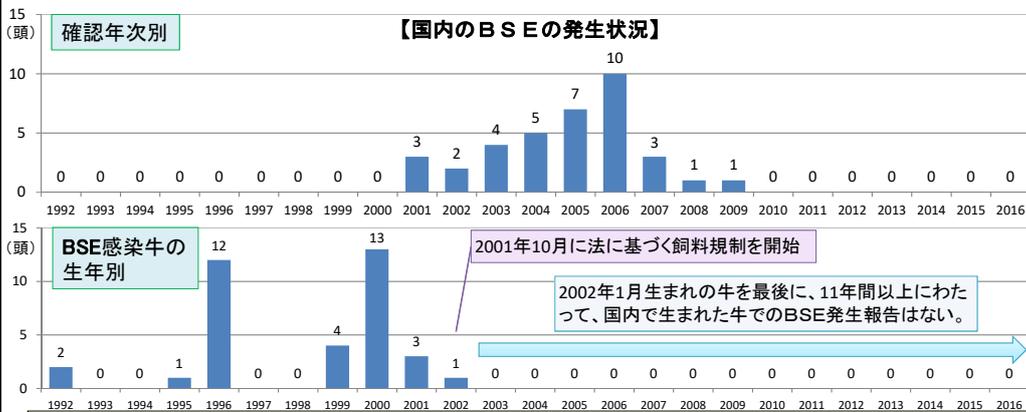
平成29年2月28日0時現在

発生予防対策の重要ポイント



(1) 我が国におけるBSEの発生状況

- 2001(平成13)年9月に初確認。現在までにと畜検査で22頭、死亡牛検査で14頭(計36頭)が発生。
- 出生年別にみると、1996(平成8)年生まれが12頭、2000(平成12)年生まれが13頭と多い。
- 飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、11年間以上にわたって、国内で生まれた牛での発生報告はない。
- 2013(平成25)年5月にOIEは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。

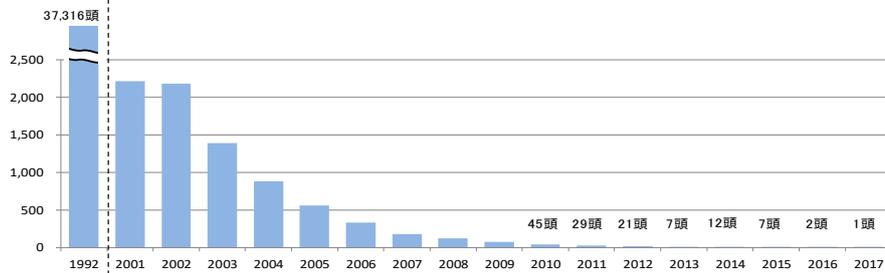


◎BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛(13頭)の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

(2) 世界のBSE発生件数の推移

発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	2	1	190,672
欧州 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	2	1	5,982
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2	0	0	184,627
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 ^(※1)	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	21 ^(※2)
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：OIE情報（2017年3月6日時点におけるOIEウェブサイト掲載情報）をもとに動物衛生課でとりまとめ

※1 うち1頭は米国で確認されたもの。

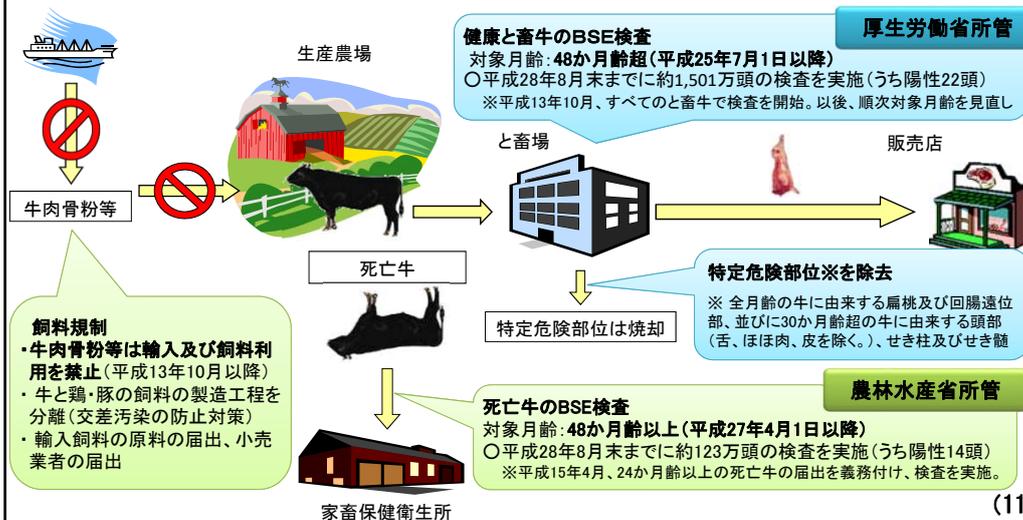
※2 カナダの累計数は、輸入牛による発生を1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含んでいる。

(10)

(3) BSE対策の実施状況

○厚生労働省 と畜場における特定危険部位の除去及び48か月齢超の健康牛のBSE検査

○農林水産省 肉骨粉等の飼料としての給与を禁止する飼料規制の徹底
48か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査



(11)

(4) 日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- ・ OIE (国際獣疫事務局) は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階に分類。
- ・ 我が国は、平成25年5月、OIEの「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- ・ EUは、2013年2月から、一定の条件を満たした国は健康と畜牛の検査を行わなくてもよい旨決定。(注2)

OOIEによるBSEステータス区分と条件

ステータス	サーベイランス	リスク低減措置
無視できるリスク 平成25年5月認定	5万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	① 過去11年以内に自国内で生まれた牛で定型BSEの発生がないこと ② 有効な飼料規制が8年以上実施されていること
管理されたリスク	10万頭に1頭のBSE感染牛の検出が可能なサーベイランス	有効な飼料規制が実施されていること

○主要国におけるBSE対策の概要

	日本	米国	EU	
BSE検査	健康牛	48か月齢超の牛全頭 (25年7月～) (注1)	-	- (注2)
	死亡牛	48か月齢以上の牛全頭	一部 (30か月齢以上)	24か月齢超の牛全頭 (注3)
SRM除去	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部 (舌・頬肉・皮を除く)、 脊柱 (背根神経節を含む)、 脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、 脳、三叉神経節、脊髄、 眼、脊柱、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋 (下顎を除き、脳、眼を含む)、 脊髄 30か月齢超の脊柱、 背根神経節 (注4)	
反すう動物由来骨粉の取扱い	反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止	
月齢の判別方法	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	畜列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	

「無視できるBSEリスク」の国ステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」
(平成25年6月4日農林水産大臣記者会見)

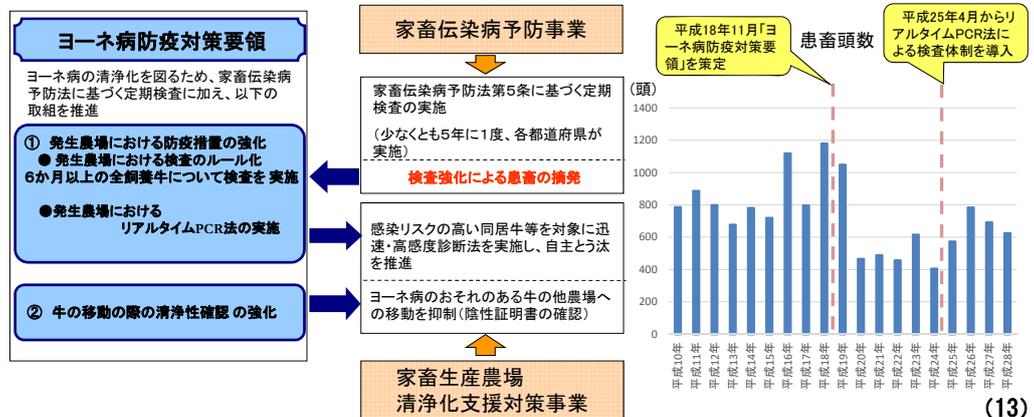
「無視できるBSEリスク」の国認定証

注1：厚生労働省は、食品安全委員会の咨申に基づき、平成25年7月1日より、と畜牛の検査月齢を48か月齢超に見直し。
注2：ブルガリア及びルーマニアは、30か月齢超の検査を実施。
注3：EU内の一定の条件を満たした国においては、死亡牛検査の対象となる牛の月齢を最大48か月齢超へと変更することが可能となっている。(2009年1月1日～)
注4：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋(下顎を除き、脳、眼を含む)、脊髄のみSRM除去の対象となっている。(2015年6月5日～)

(12)

ヨーネ病対策

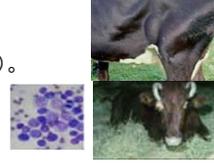
- ・ 牛に頑固な下痢を起こさせる細菌性の慢性伝染病。治療方法がなく、感染牛は同居牛に感染を広げることから、家畜伝染病予防法に基づく定期検査により、感染牛の摘発と淘汰を推進。
- ・ 摘発増加(平成10年:785頭→平成18年:1,179頭)を受け、平成18年11月、「ヨーネ病防疫対策要領」を策定し、自主淘汰の推進、導入時の陰性証明確認等の清浄化対策を強化。
- ・ 平成19年10月の牛乳等の自主回収を受け、20年7月から定期検査にスクリーニング検査法を導入。
- ・ 平成25年度から、従来のエライザ法を中心とした検査体制に代えて、リアルタイムPCR法による検査体制を導入。併せて、平成25年度4月1日付けで牛のヨーネ病防疫対策要領の全部を改正。



(13)

EBL (地方病性牛白血病)の現状と対策

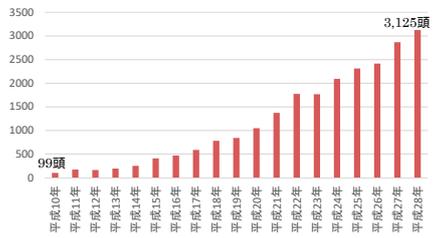
- ・ウイルス(BLV)を原因とし、リンパ肉腫(腫瘍)を主徴とする牛・水牛の疾病。平成10年から家畜伝染病予防法の届出伝染病に指定。
- ・ウイルスを含む血液や乳汁を介して感染(医療器具等の使いまわし、吸血昆虫、哺乳等)。
- ・BLVに感染した牛のうち数%のみが発症し、感染牛の多くは発症することなく経済動物としての役割を全うできる。発症すると削瘦、眼球突出、下痢、体表リンパ節の腫大等の症状を呈し、飼養農家に経済的な被害が生じる。
- ・治療法やワクチンは無く、人為的な伝播を引き起こす行為の排除や吸血昆虫対策等の感染拡大防止対策を講じることが重要。



現状

	検査農場	検査頭数	陽性率	調査期間
乳用牛	587戸	11,130頭	40.9%	2009年12月～2010年3月
肉用牛	558戸	9,834頭	28.7%	2010年12月～2011年4月

牛白血病の届出頭数(全国)



本病対策のガイドラインを作成・普及 (H27.4)

本病のより効果的かつ具体的な感染拡大防止対策を定めたガイドラインを作成・普及。

- 本病対策は、中長期的な視点に立って、着手可能な対策から講じ、生飼養農家と関係者が協力して対策を進める必要
- まず、人為的な伝播防止対策、繁殖農場における農場の浸潤状況等に応じた感染拡大防止対策、共同放牧場における農場間伝播防止対策などにより、伝播リスクを減らすことが基本

平成26年度からの国の支援策

- 農場段階における以下の感染拡大防止対策を支援
- 浸潤農場での重点的な検査(検査費、証明書の発行)
 - 共同放牧場における感染牛の分離飼育のための入退牧時検査、吸血昆虫の駆除対策

(14)

牛ウイルス性下痢・粘膜病対策

牛ウイルス性下痢・粘膜病(BVD-MD)とは

- 牛ウイルス性下痢ウイルスを原因とし、下痢、呼吸器病、粘膜部のび爛・潰瘍、流産など多様な症状を示す疾病(届出伝染病)。
- ウイルスを含む分泌物(唾液、鼻汁、糞便、乳汁、精液など)を介して感染。
- 妊娠牛に感染すると、生まれた子牛が、外見上の顕著な症状を示さず、生涯ウイルスを排泄し続ける持続感染牛(PI牛)となることがあり、農場内外において病気をまん延させる原因(感染源)となる。

現状

- PI牛の摘発には感染牛群の全頭検査が必要(検査費用の負担が大きい)
- PI牛の移動により他農場へ感染が拡大
- 発生すると経済的損失が大きい
 - ・直接的: 発育不良、産乳量の減少、繁殖成績低下などの生産性の低下
 - ・間接的: 牛群の免疫力低下により、他の感染症の罹患率上昇、治療費、衛生対策費の増加



小脳の欠損



起立不能の新生子牛



流産胎子



腸粘膜の潰瘍

生産者の経済的負担が大きい

感染拡大の防止を図るため、**感染源であるPI牛の摘発・とう汰**のための支援が必要

平成28年度からの対策

◆BVD-MD防疫対策ガイドライン【H28.4.28策定】

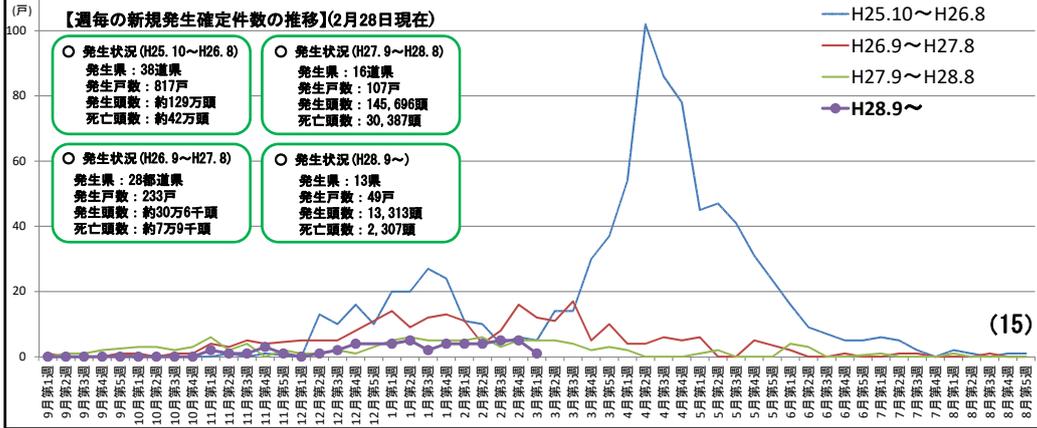
◆PI牛の摘発・とう汰の支援

[家畜生産農場浄化支援対策事業]

- ① 検査費補助 (PI牛の摘発)
- ② PI牛のとう汰費補助
- ③ 同居牛へのワクチン接種費補助 (新たなPI牛の産出を防止)

PED(豚流行性下痢)対策

- ・平成25年10月、我が国で7年ぶりに発生が確認された後、全国的に発生が拡大し、平成26年8月末までに、38道県817戸で発生。平成26年9月から平成27年8月までは、前年の発生と比べ低い水準で推移し、28道県233戸で発生。平成27年9月から平成28年8月までは16道県107戸で発生。平成28年9月から平成29年2月28日現在までは13県49戸で発生が確認されている。
- ・本病に感染した場合、成長した豚であれば症状が見られない、又は回復するが、体力のない哺乳豚では高率な死亡が見られる場合がある。
- ・平成26年10月、本病の発生及び感染拡大を効果的に防止し、被害を最小化することを目的として、飼養衛生管理の徹底、子豚の損耗を減少させるワクチンの適切な使用等の防疫対策を具体的に示した防疫マニュアルを策定するとともに、発生原因の究明と再発防止を目的とした疫学調査に係る中間取りまとめを公表。



オーエスキー病対策

- ・昭和56年に初発生。平成2年以降全国に拡大し、異常産や哺乳豚の死亡など、養豚経営に甚大な影響。
- ・平成3年から、「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、ワクチン接種を活用した防疫対策により、発生予防と清浄化を推進。
- ・農場単位の清浄化は進展し、感染地域の拡大も防止できていたが、地域単位の清浄化は停滞傾向であったことから、平成20年6月、「オーエスキー病防疫対策要領」を改正し、地域レベルでの清浄化の取組を更に推進。

オーエスキー病清浄化対策

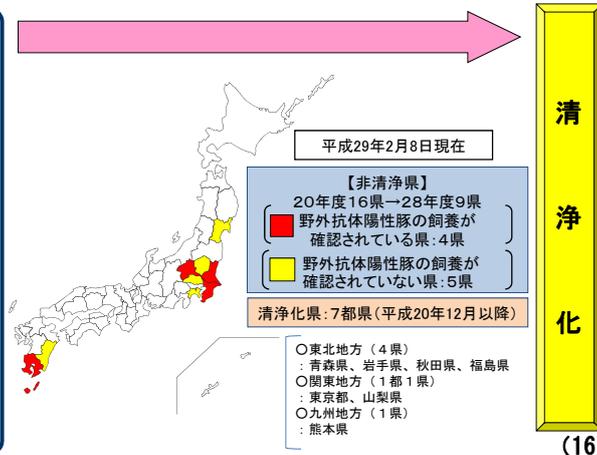
オーエスキー病防疫対策要領 (平成20年6月9日改正)

地域におけるコンセンサスの下での 清浄化に向けた取組

- ・飼養衛生管理基準の遵守
- ・清浄豚の流通
- ・清浄度確認検査
- ・感染豚のとう汰推進
- ・ワクチン接種

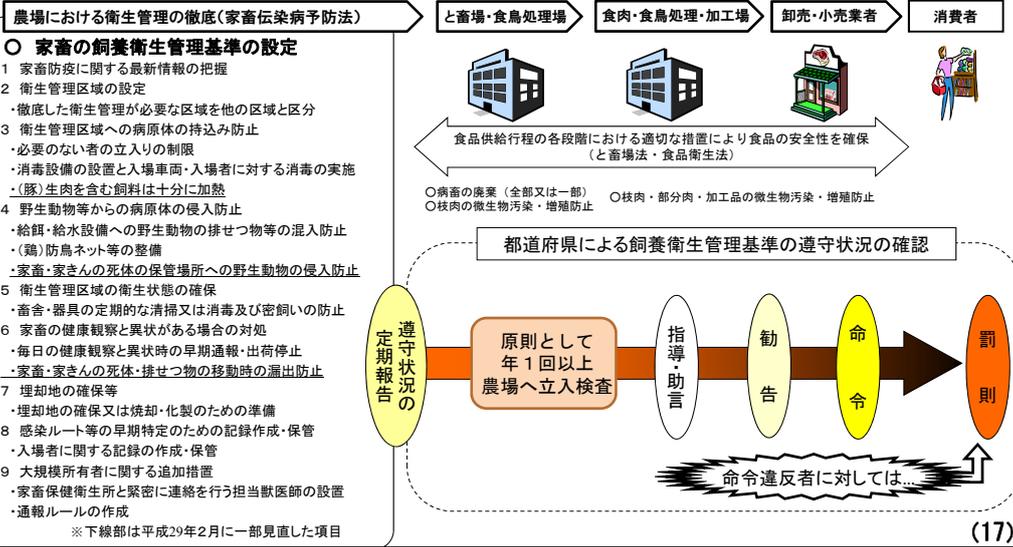
家畜生産農場清浄化支援対策事業

清浄化に向けた地域的な取組等に対して集中的に支援(平成20年12月1日~)



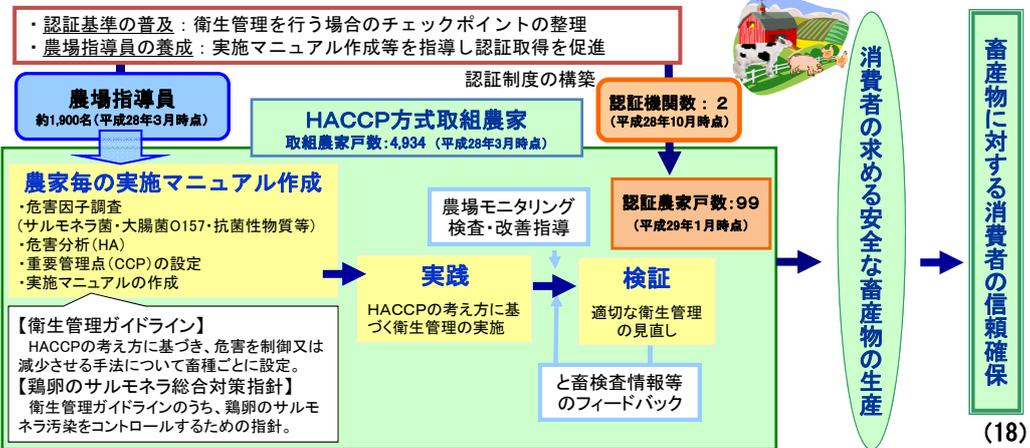
家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け（平成23年10月～）、家畜の伝染性疾病の発生を予防。（平成29年2月一部見直し）
- ・飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取組ともなる。



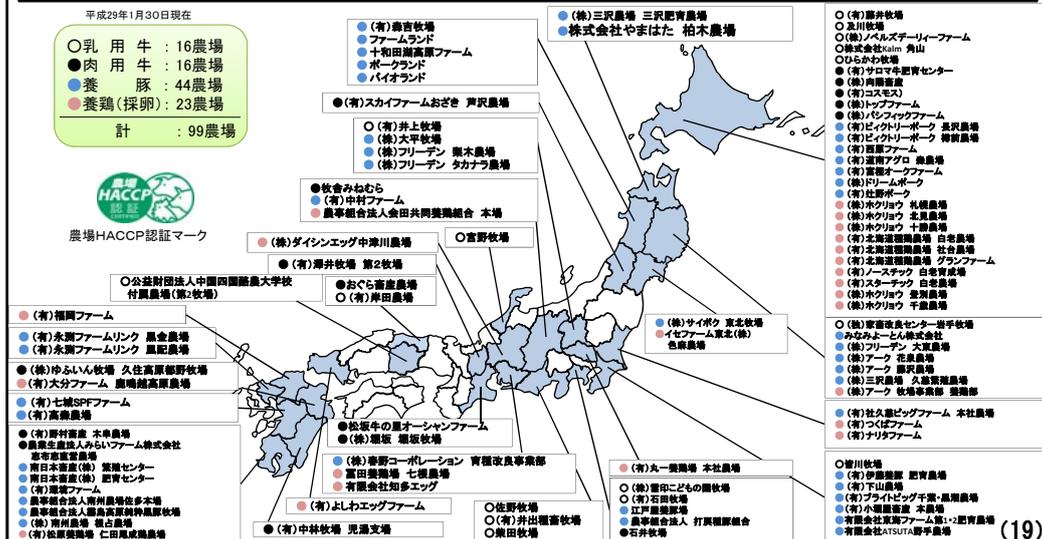
農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・農家段階におけるHACCPの考え方を取り入れた「衛生管理ガイドライン」を策定（平成14年度）
- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員（家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員）を養成するとともに（平成20年度～）、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施（平成21年度～）。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表（平成21年度）するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始（平成23年度～）。



農場HACCP認証農場について

- 農林水産省が公表した基準(畜産農場における飼養衛生管理取組認証基準)に基づき、平成23年から民間による農場HACCP認証手続きを開始。
- 認証の取得は“目的”ではなく、農場HACCPに取り組む際の“目標”である。



近年の家畜衛生に関する国際協力について

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)や口蹄疫(FMD)等が継続的に発生している近隣諸国と、疾病情報の共有等の協力を強化。
- ・ 関係国の連携により東アジア地域の疾病の拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

中国、韓国等の近隣諸国・地域との協力

○ FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム

東アジア地域における越境性動物疾病の拡大防止に向けた、情報交換を行うことを目的に2011年から毎年開催。2017年(第7回)は日本で開催予定。

○ 日中韓農業大臣会合

2015年9月13日、第2回会合(東京)において、「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」に署名。

○ 日韓技術会合の開催

2015年11月(韓国)、2016年6月(日本)等、越境性動物疾病の発生状況、防疫措置等に関する情報共有。

○ 国立研究所間のMOU締結

動物衛生研究所(日本)
⇨2012年10月 農林畜産検疫本部(韓国)
⇨2016年3月 蘭州獣医研究所(中国)
⇨2016年3月 哈爾濱獣医研究所(中国)
(FMDやHPAIについて研究所間の協力を推進)

欧州諸国等との協力

○ G7新潟農業大臣会合宣言(2016年4月)
宣言に基づき、第1回G7首席獣医官会合(東京)を開催(2016年11月)。

○ G7首脳宣言(2016年5月)

○ 各国首脳との共同声明

G7、EU、デンマーク、ポーランド、ウルグアイ等の首脳間の共同声明に、家畜疾病やAMR等動物衛生に関する協力も列記。

OIE(国際獣疫事務局)を通じた協力

○ アジアにおける人獣共通感染症対策
野鳥及び家きんの鳥インフルエンザの調査

○ アジア太平洋地域の獣医組織能力の強化
防疫ロードマップの策定
重要疾病の監視
情報共有の推進等

(20)

諸外国との検疫協議による輸出環境整備について

- ・ 政府の掲げる農林水産物・食品の輸出額1兆円の目標を前倒しするためには、動物検疫上、輸出できる国・品目を広げ、畜産物の輸出のための環境整備を図ることが重要。
- ・ 動物検疫に係る輸出解禁については、相手国への解禁要請をした後に、相手国において疾病のリスク評価がなされ、検疫条件の協議を経て、行われる。
- ・ 平成28年1月以降は、以下の国について、輸出規制が緩和・解禁。(平成29年2月現在)

タイ:牛肉の輸出規制緩和



- ・平成28年3月:
貨物の第3国積み替え解禁
- ・平成28年9月:
30箇月齢制限の撤廃

<実績>

	平成27年 3月～平成 28年1月	平成28年 3月～平成 29年1月	前年 同月比
金額 (円)	6.6億	6.8億	+1.8%
重量 (kg)	108,498	107,072	-1.3%

※財務省貿易統計より

シンガポール:畜産物の携行品 輸出解禁



- ・平成28年1月:
豚肉、牛肉とこれらの加工品
- ・平成28年9月:鶏卵

<要件>

牛肉、 豚肉等	国内産	個人 消費	5kg 以内
鶏卵	国内産	個人 消費	30個 以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易
証明書(シール形式)を添付

<実績>

平成28年1月15日～平成29年1月31日
牛肉:約3億4千万円(18,290kg)
豚肉:約200万円(737kg)

※動物検疫所検査実績による

ブラジル:畜水産物加工品の 携行品輸出解禁



- ・平成28年7月:
リオオリパラを前に解禁

<要件>

食肉加工製品	個人 消費	10kg 以内
卵由来製品	個人 消費	5kg 以内
肉を含む製菓	個人 消費	5kg 以内

上記を満たしたものに、動物検疫所の簡易
証明書(シール形式)を添付

<実績>平成29年1月31日時点

ビーフジャーキー、ポークジャーキー
の少量のお土産実績あり
※動物検疫所検査実績による

(21)

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(平成29年2月28日現在)

品目	国・地域	貿易量(平成28年)	
牛肉	香港、カンボジア、米国、EU、シンガポール、タイ、マカオ、ベトナム、タジキスタン、モンゴル、カナダ、ラオス、フィリピン、UAE、ニューージーランド、ロシア、インドネシア、スイス、メキシコ、ミャンマー、カタール、ブラジル、バングラデシュ、豪州(常温保存可能牛肉製品)*1、バーレーン、ノルウェー、リヒテンシュタイン、ペラルーシ等	1,909トン(136億円)	
豚肉	香港、マカオ、シンガポール、台湾、カンボジア、ベトナム等	1,658トン(9億円)	
家きん肉**2	香港、カンボジア、ベトナム等	9,051トン(17億円)	
穀付き家きん卵**2	香港、台湾、インドネシア、シンガポール等	3,244トン(9億円)	
乳製品	LL牛乳	香港、台湾、シンガポール、タイ、韓国等	3,986トン(9億円)
	チーズ	台湾、香港、タイ、ベトナム、米国、韓国、マカオ等	629トン(10億円)
	育児用粉乳	ベトナム、香港、台湾、パキスタン、マカオ等	4,818トン(74億円)
	アイスクリーム	台湾、香港、シンガポール、米国、タイ、マレーシア、マカオ等	3,874トン(24億円)
牛皮	タイ、韓国、香港、台湾、ベトナム、インド等	6,785トン(13億円)	
豚皮	タイ、台湾、韓国、ベトナム、香港、フィリピン等	65,368トン(97億円)	

*1 牛肉の貿易量には含まない。

*2 平成28年11月、12月、平成29年1月及び2月に我が国で高病原性鳥インフルエンザが発生したため、現在、香港、シンガポール及びベトナムへは、青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県及び佐賀県以外からの輸出が可能。カンボジアへは日本国内で流通している家きん肉製品の輸出が可能。台湾へは日本全国からの輸出が不可。

資料:財務省「貿易統計」

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

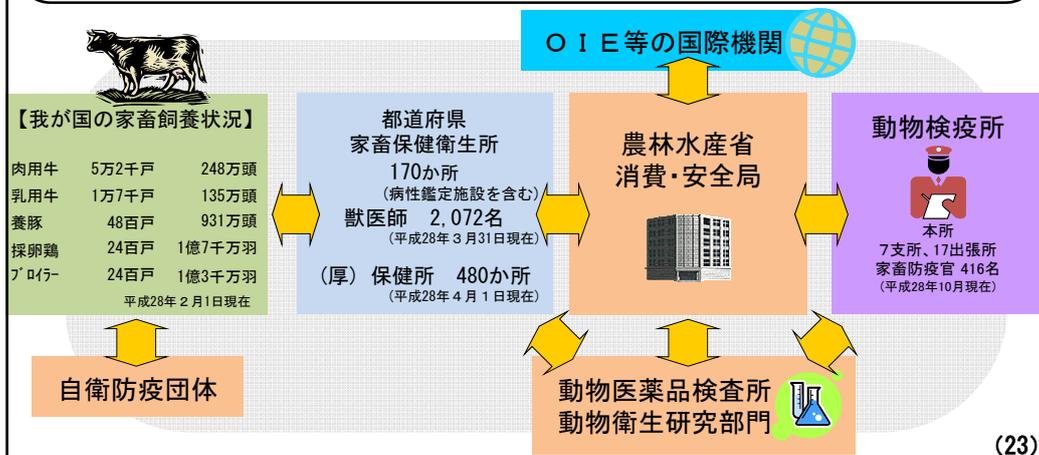
- 牛肉:豪州、中国、台湾、韓国、マレーシア、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ
- 豚肉:EU、米国、中国、韓国、タイ、フィリピン、メキシコ
- 家きん肉:EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE
- 家きん卵:EU、米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE
- 乳・乳製品:EU、中国
- 牛・豚原皮:中国

(22)

参 考 資 料

我が国における家畜防疫体制

- (1) 国は、都道府県、動物衛生研究部門等と連携し、国内の家畜防疫に関する企画、調整、指導等を実施するとともに、動物検疫所を設置し、国際機関とも連携して輸出入検疫を実施。
- (2) 都道府県は、家畜防疫の第一線の機関として家畜保健衛生所を設置し、防疫対策を実施。国は、家畜保健衛生所の整備支援、職員の講習等を実施。
- (3) また、全国及び地方の各段階で家畜畜産物衛生指導協会等の自衛防疫団体が組織され、予防接種等生産者の自主的な取組を推進。



口蹄疫の発生等を踏まえた家畜伝染病予防法改正（平成23年）のポイント

- 平成22年度の宮崎県における口蹄疫の発生状況や同年度の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえ、家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法を改正。
- 上記改正のうち、財政支援の強化等については同年7月1日から、入国者に対する質問、飼養衛生管理基準の内容の追加、一定症状の届出義務等については同年10月1日から、それぞれ施行。

発生の予防

- ・ 家畜防疫官に、入国者に対する質問、入国者の携帯品の検査・消毒に関する権限を付与。
- ・ 平時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等に入る者の身体、物品及び車両の消毒を徹底。
- ・ 飼養衛生管理基準の内容に、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等の措置を追加。
- ・ 家畜の所有者に都道府県知事への家畜の飼養衛生管理状況の報告を義務付け、飼養衛生管理基準を遵守していない場合、都道府県知事は、指導・助言、勧告又は命令を実施。

早期の発見・通報

- ・ 患畜・疑似患畜の届出義務とは別に、農林水産大臣の定める一定の症状を呈している家畜の届出義務を創設。

その他

- ・ 家畜の伝染性疾患の病原体について、的確な管理を行う観点から、病原体の所持に関する許可制等を導入。

迅速・的確な初動対応

- ・ 口蹄疫のまん延防止のための最終手段として、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分を導入。
- ・ 家畜伝染病の発生時における家畜の所有者の消毒設備の設置義務を新設し、畜舎等から出る者の身体・車両の消毒を徹底。
- ・ 消毒ポイントを通行する者の身体・車両の消毒義務を新設。

財政支援の強化

- ・ 口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額を交付。
- ・ 必要なまん延防止措置を講じなかった者に対する、手当金又は特別手当金の全部又は一部の不交付又は返還のルールを創設。
- ・ 都道府県が移動制限等をした場合における売上げの減少額等の補填対象となる畜種を家畜全般に拡大。
- ・ 都道府県による消毒ポイントの設置に要した費用を家畜伝染病予防費の対象に追加。

(24)

国内防疫の取組

(1) 国は、都道府県と連携して、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のための取組を実施。

(2) 発生予防として衛生管理の徹底やサーベイランスによる発生状況の把握、ワクチン接種の指導等を実施。

(3) 疾病の発生時には、まん延を防止するため感染家畜の処分や移動制限などを実施。

国内での具体的な取組

発生予防

- ・ 飼養衛生管理の徹底

飼養衛生管理基準

早期発見

- ・ 発生状況の把握（サーベイランス）
- ・ 正しい知識の普及
- ・ 早期発見・早期届出

特定家畜伝染病防疫指針ほか

まん延防止

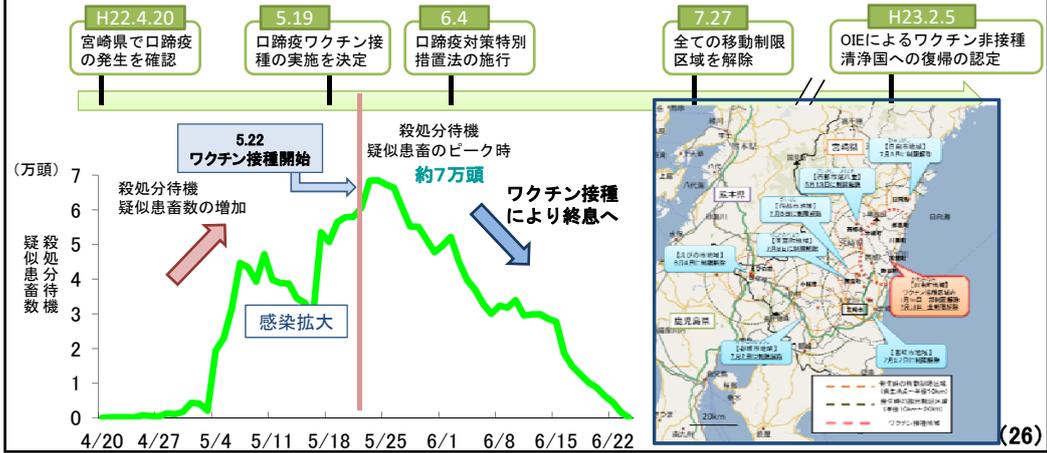
- ・ 感染家畜のとう汰
- ・ 移動の制限
- ・ 周辺農場の検査

(25)

○ 過去の発生事例

(1) 平成22年の宮崎県における口蹄疫の発生及び防疫措置

- ・平成22年4月20日、宮崎県において我が国で10年振りに発生(292戸で発生、210,714頭を殺処分)。
- ・移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大したことから、我が国で初めての緊急ワクチン接種を実施(ワクチン接種殺処分: 87,094頭)。
- ・この結果、口蹄疫の発生は減少し、平成22年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。



○ 過去の発生事例

(2) 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

＜平成15年度の発生＞ H5N1亜型(高病原性)

1～3月 山口県(1農場 約3万羽)
大分県(1農場 14羽)
京都府(2農場 約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

＜平成18年度の発生＞ H5N1亜型(高病原性)

1～2月 宮崎県(2農場 約7万羽)
岡山県(1農場 約1万羽)
宮崎県(1農場 約9万羽)

- ※平成19年3月1日までに、全ての移動制限解除
- ・平成20年2月防疫指針変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知

＜平成22年度の発生＞ H5N1亜型(高病原性)

11～3月 全9県(24農場 約183万羽)

※発生状況、対応の詳細については次頁参照

＜平成26年度の発生＞ H5N8亜型(高病原性)

4月 熊本県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約5万羽も同様の措置)
12～1月 宮崎県(2農場 約5万羽)
山口県(1農場 約9万羽)
岡山県(1農場 約20万羽)
佐賀県(1農場 約5万羽)(関連1農場 約3万羽も同様の措置)

- ※平成27年2月14日までに、すべての移動制限解除
- ・防疫指針に基づき迅速な防疫措置を実施

＜平成28年度の発生＞ H5N6亜型(高病原性)

11～2月 青森県(2農場 約2.3万羽)

新潟県(2農場 約65万羽)

北海道(1農場 約28万羽)

宮崎県(2農場 約29万羽)

熊本県(1農場 約9.2万羽)

岐阜県(1農場 約8.1万羽)

佐賀県(1農場 約1.1万羽)

※平成29年2月28日までに、全ての移動制限解除

＜平成17年度の発生＞ H6N2亜型(低病原性)

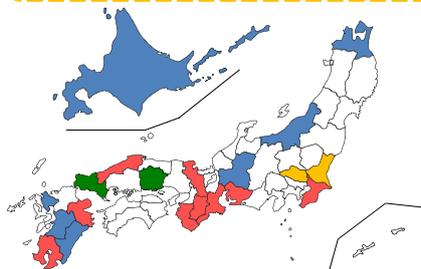
6～1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

＜平成20年度の発生＞ H7N6亜型(低病原性)

2～3月 愛知県(7農場(うずら) 約180万羽)

- ※平成21年5月11日までに、全ての移動制限解除
- ・全国全てのうずら農場等で立入検査を行い、陰性を確認
- ・家畜防疫互助基金対象家畜に平成21年度からうずらを追加



※野鳥における発生

平成20年 全3県

平成22～23年 全16県

(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)

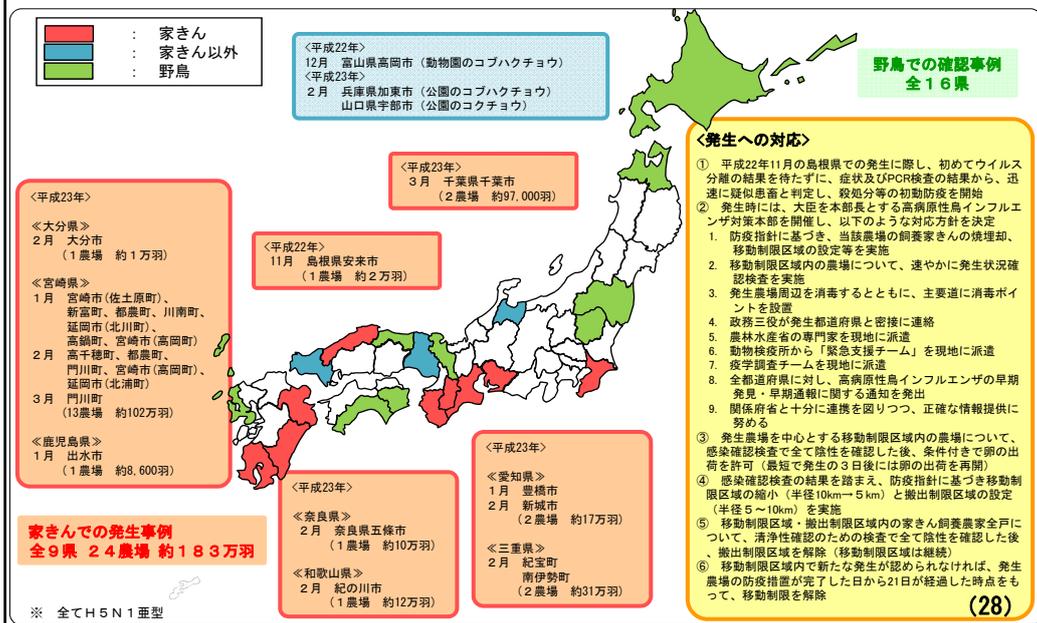
平成26年 全5県

平成27年 全1県

平成28年 全21都道府県

(26)

○ 過去の発生事例 (3) 平成22年度の高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫措置



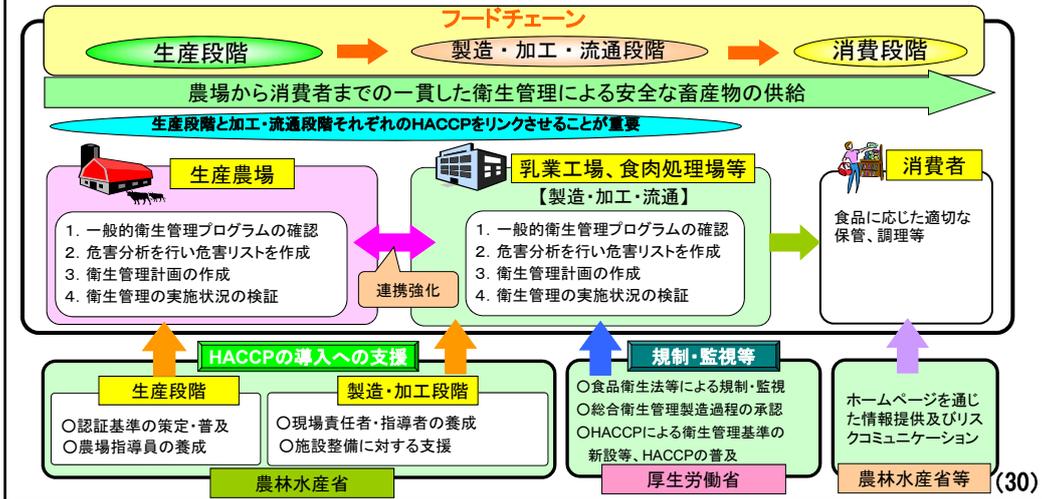
(参考) 厚生労働省によるBSE対策の見直し

厚生労働省は、国内のBSEの対策や発生状況を考慮し、食品健康影響評価を受けた上で、国内の検査体制、SRMの範囲、牛肉等の輸入条件といった管理措置の見直しを順次進めている。

	月齢基準	SRMの範囲	厚生労働省の諮問内容(平成23年12月)	
国内措置	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成13年10月18日施行：全頭を対象としたBSE検査 ◎平成17年8月1日施行：21か月齢以上 ◎平成25年4月1日施行：30か月齢超 ◎平成25年7月1日施行：48か月齢超 ◎平成29年4月1日施行(予定)：検査廃止(健康牛) 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成13年10月18日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の頭部、脊髓、脊柱、及び回腸遠位部 ◎平成25年4月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の回腸遠位部及び扁桃 ・30か月齢超の頭部(扁桃除く)、 spinal cord及び脊柱 	<p>以下の場合のリスクを比較：</p> <p>1 国内措置</p> <p>(1)検査対象月齢 現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合。</p> <p>(2)SRMの範囲 頭部(扁桃を除く)、 spinal cord及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。</p> <p>2 国境措置 (米、カナダ、フランス、オランダ)</p> <p>(1)月齢制限 現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合*。</p> <p>(2)SRMの範囲 頭部(扁桃を除く)、 spinal cord及び脊柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合。</p> <p>* フランス、オランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合。</p> <p>3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢制限(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合。</p>	
国境措置(輸入牛肉等に対する要件)	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：20か月齢以下 ・カナダ：20か月齢以下 ◎平成25年2月1日施行*： <ul style="list-style-type: none"> ・米国：30か月齢未満 ・カナダ：30か月齢以下 ・フランス：30か月齢以下 ・オランダ：12か月齢以下 ◎平成27年6月23日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・オランダ：30か月齢以下 *食品安全委員会答申としてはすべて30か月齢以下 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成25年12月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド：30か月齢以下 ◎平成26年8月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ポーランド：30か月齢以下 ◎平成28年2月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・ノルウェー：30か月齢以下 ・デンマーク：30か月齢以下 ◎平成28年2月26日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデン：30か月齢以下 ◎平成28年5月2日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・イタリア：30か月齢以下 ◎平成28年7月5日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・スイス：30か月齢以下 ・リヒテンシュタイン：30か月齢以下 	<ul style="list-style-type: none"> ◎平成17年12月12日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・頭部、 spinal cord、脊柱及び回腸遠位部 ◎平成25年2月1日施行： <ul style="list-style-type: none"> ・回腸遠位部及び扁桃 <p>(左記輸入月齢の牛について)</p>	<p>国境措置に関する諮問対象国(上記4か国以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド、ポーランド(平成25年4月) ・ブラジル(平成25年4月)・スウェーデン(平成27年1月) ・ノルウェー(平成27年2月)・デンマーク(平成27年3月) ・スイス、リヒテンシュタイン(平成27年5月) (29) ・イタリア(平成27年9月)・オーストリア(平成28年9月)
	◎平成27年12月21日施行： ・ブラジル：48か月齢以下 ※対日輸出は、畜産確認により36か月齢以下と判別される牛肉のみ	◎平成27年12月21日施行： ・回腸遠位部、扁桃、頭部、 spinal cord及び脊柱		

我が国畜産物の安全の確保について

- 畜産物による健康被害を防止するため、生産段階等や地域が連携し、食卓に届くまでの一貫したリスク低減のための衛生管理(フードチェーンアプローチ)が必要
- このため、農林水産省においては、生産段階及び製造・加工段階に対する衛生管理の推進のための支援を実施



動物検疫の取組

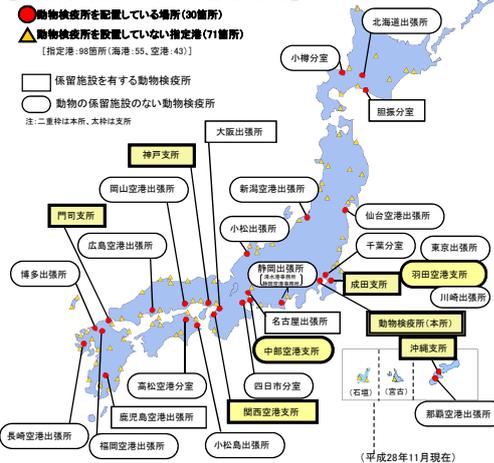
(1) 目的

- ① 家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾病の侵入防止
- ② 狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止
- ③ 水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾病の侵入防止

(2) 体制

- ① 動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画・実施。
- ② 動物検疫所(横浜本所のほか、全国に7支所・17出張所を設置)において、家畜伝染病予防法等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



【家畜防疫官数、機関数の推移】

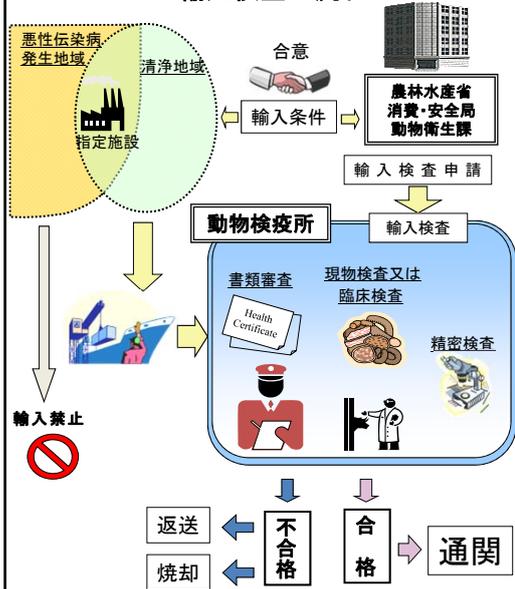
年度(平成)	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
家畜防疫官数(人)	326	337	345	356	369	372	373	376	394	402
機関数(か所)	24	24	24	24	24	24	24	24	25	25

注: 定員は年度末定員。

(31)

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ぼろぼろ鳥、七面鳥及びびかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
猿	30日	*
兎など上記以外の動物	1日	1日

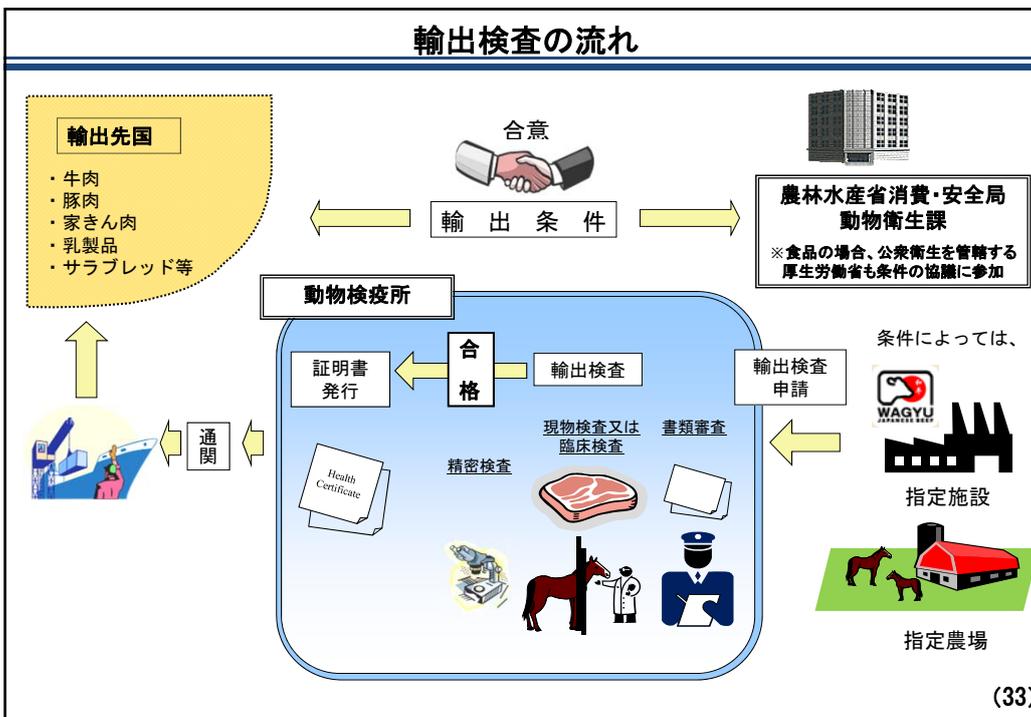
* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

(32)

輸出検査の流れ



(33)

動物衛生課の組織・関係法律

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

- ・総括及び総務班
- ・保健衛生班
- 家畜防疫対策室**
- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・調査分析
- ・病原体管理班
- 国際衛生対策室**
- ・国際衛生企画班
- ・国際獣疫班
- ・リスク分析班
- ・輸出検疫環境整備班
- ・輸入検疫企画班
- ・査察調整班
- ・検疫業務班

動物衛生課関係法律

法律名	概 要
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病の発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法	狂犬病の発生予防、まん延防止及び撲滅により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防及びまん延防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験・検査等に関する事務を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法	BSEの発生予防及びまん延防止のための特別の措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。

(34)